

都市・環境常任委員会

(平成29年 3 月 31 日)

○ 村山繁生委員長

それでは、インターネット中継をお願いします。

ただいまから都市・環境常任委員会を開催いたします。

小川委員は欠席でございます。

お手元に配付の審査順序に基づきまして、本日の緊急議会で当委員会に付託されました議案第126号工事請負契約の締結についての審査を行ってまいります。

そして、審査終了後はその他の事項としまして、さきの2月定例会議会で4月28日まで審査期限が延期されました請願第6号についての今後の当委員会での取り扱いについて確認を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議案第126号 工事請負契約の締結について

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第126号工事請負契約の締結についての審査を行ってまいります。

資料の説明を求めます。

○ 山本都市整備部長

都市整備部、山本でございます。

準用河川米洗川中流域改修工事（その2）の工事請負契約についてお願いするものでございます。

資料につきましては、タブレットのほうをごらんいただきたいと思います。詳細につきましては、河川排水課長より説明させていただきます。

○ 伴河川排水課長

河川排水課長の伴でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットのほうのご準備、よろしいでしょうか。

それでは、済みません、3分の2ページをよろしくお願いいたします。

今回の工事につきましては、工事名準用河川米洗川中流河川改修工事（その2）になり

ます。この工事は河川改修工事を進めまして、治水安全度の向上を図るものとなっております。

それでは、申しわけありませんが、3分の3ページの地図のほうをよろしく願いいたします。

こちらの地図のほうは右手のほうが川の下流側となっております。

これまで、近鉄名古屋線のほうから上流へ向かって800mの区間、この区間におきまして米洗川中流ということで、国の交付金を受けまして整備を進めております。

今回の対象工事につきましては、図面の中ほどの赤い箇所になります。羽津北小学校のすぐ上流部分ということになります。

黒い部分がもう既に河川の改修が終わった部分となっております、青の部分、2カ所ございますが、こちらが平成28年度から平成29年度へ繰り越して工事をする部分となります。

今回のこの工事の赤の部分とこの青の2カ所を合わせますと、この事業区間800mの区間、全ての区間につきまして河川の断面を広げる工事は完了となります。

この図面の上の標準断面図にございますように、現況の河川の幅が約5mございますが、これを8mに広げるといふ工事となります。

まずはこの河川の断面を広げる工事を進めまして、今回の赤の部分、青の部分で河川を拡幅する工事が終わりましたら、後に堤防の整備が続いてまいります。

それでは、済みません、もう一度3分の2ページに戻ってください。2番のところをよろしく願いします。

まず、工事場所につきましては先ほどの位置図の赤で示した部分となります、大字羽津及び別名六丁目地内となっております。

工事概要としましては、施工延長が83.1m、護岸工が右岸60.4m、左岸48.2mとなります。舗装工、これが堤防の天端部分の舗装となりますが、452㎡、以上が主な工事の概要となります。

契約金額でございますが、1億6188万1200円となっております。

契約の相手方、市内の広永町にございます株式会社穂積建設でございます。

契約の期間といたしましては、契約の日から年末の12月28日までとしております。

入札方法及び入札結果につきましては、まず、入札方法としましては、総合評価方式の一般競争入札でございます。

入札結果につきましては、この下の表のとおりでございますが、参加業者数は5社、この中で価格評価点、技術評価点等、あわせもって評価いたしまして、落札者が株式会社穂積建設となっております。

説明につきましては以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございますが、何かご質疑がございましたらご発言ください。

○ 加藤清助委員

済みません、時間は多少あるやろう。

○ 村山繁生委員長

大丈夫です。

○ 加藤清助委員

説明を受けてですが、別にこの工事請負契約そのものはいいんですけど、中身で教えてもらいたいことも含めて、これは、一般競争入札で5社応札があって、総合評価方式の簡易型とあるんですけど、簡易型じゃないのと普通の総合評価方式と、何が違うのかなというのが一つと、それから、この5社の入札金額はみんな同額なんですよね。それは価格評価点は入札金額が一緒やで評価というの是一緒になっているんですけど、何が違ったのかというと、この資料にもあるように技術評価点で落札者が若干プラスになっているんですが、この技術評価点というのは何をもって評価の点数をつけたのか、そして誰がこの評価点のつけられるメンバーなのかなというのをまず伺っておこうかなと思います。

○ 伴河川排水課長

まず、入札方式、総合評価方式の種類というお話ですが、今回、簡易型ということですが、それ以外に標準型ですとか特別簡易型というのがございます。

まず、今回の簡易型といいますのは、この表にございますように技術提案をしていただ

くと、提案をいただいて、あと、ヒアリングもさせていただくというところがありますが、例えば特別簡易型になりますと技術提案と、あと、価格での評価というふうになります。

○ 村山繁生委員長

三つあるんですよね。

○ 伴河川排水課長

それと標準型……。

○ 村山繁生委員長

特別簡易型と標準型。

○ 早川河川配水課副参事

済みません、先ほど言った三つのほかに、もう一つ、高度技術提案型という四つに分かれるんです。

○ 村山繁生委員長

4種類ある、高度技術提案型。その違いというのは。

○ 早川河川配水課副参事

済みません、先ほどのちょっと説明とかぶるかもしれません。

特別簡易型というのは一番簡易なやり方でして、比較的、技術的な工夫の余地の小さい、一般的で小規模な工事という形のものに適用される、今回の簡易型については、技術的な工夫の余地が比較的小さいもので一般的な工事、小規模な工事ではないというくくりで適用させていただいております。

標準型というのは、技術的な工夫が大きくて、施工上の工夫等の一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用されると、高度技術提案型というのは、技術的な工夫の余地が大きくて、高度な技術提案を要する工事に適用されるという形で使い分けをさせていただいております、四日市の総合評価の技術ガイドラインの中では、簡易型で施工するという形になっております。

以上です。

○ 村山繁生委員長

あとは、その技術の違い。

○ 伴河川排水課長

この技術評価点のところの中身のお話になりますが、その場その場に即した技術提案をいただくということで、提案いただく項目も決めてございます。

どういう組織体で決めるかというお話ですが、工事ごとに総合評価方式の技術審査会というのを構成しております。こちらのほうは、会長は検査室の室長がしております。それと、あと発注課の私、所属長、ほか、計5名で組織しておるメンバーで技術評価の提案内容を決定しております。

○ 加藤清助委員

説明を受けてそれでこの図面のほうで見ると、工事内容としては800mの延長のところをこの断面図のように容積を拡大する整備やわね。

そうすると、この容積を拡大する工事の技術提案が、ほかの4社よりもすぐれていたという評価なの。

○ 伴河川排水課長

この現場の場合ですと技術提案は2点ございまして、まず、1点が周辺環境に関する工夫というところで、現地が近隣して住居ですとか学校がございまして、そういう近隣する施設への配慮をどう考えるかという点が1点でございます。

もう一点が施工上の課題ということで、ちょうど今回のこの施工区間の上空に中部電力の高圧線が通ってございます。この現場の場合、仮設工で矢板をつり上げて施工等ございまして、そういう施工に際しての配慮事項を提案していただいております。

大きくこの2点で提案をいただいております。

○ 加藤清助委員

そうすると、この断面図の工事そのものよりも、2次的な配慮がよかったという解釈で

ええの。近隣の住宅だとか、上の中部電力の架線の対応だとか。

○ 伴河川排水課長

河川の改修としましては、川幅を広げて護岸のブロックを積むというのは一般的な工法になります。

○ 加藤清助委員

一緒やわな。

○ 伴河川排水課長

ただ、その工事をするに際しての現場条件というところで周辺環境ですとか、近接の送電線への配慮が要るということで、そこに対する配慮のところでもいろいろ提案いただいたということになります。

○ 加藤清助委員

ほか4社はそういう提案がなかったということなの。

○ 伴河川排水課長

評価項目というか提案としてこの2点を上げてございますので、それぞれの5社ともこれに対する提案がございました。ただ、それぞれに対しての提案の内容で、若干点数の差がついたということになります。

○ 加藤清助委員

大体わかりましたけど、そうすると、ここの技術評価点というのは、それぞれの会社が今までいろんな公共工事、市のも含めてやってきていますよね。その実績評価とかというのは、加点とかそういうのはないわけ。

○ 伴河川排水課長

この総合評価の評価項目の中に、例えば、技術力というのは先ほど申しました大きな2点と、あと、ヒアリングをいたしますが、それ以外に企業要件というところで、例えば、

これまでの工事成績ですとか、例えば施工実績でどのような工事を行ったか。例えば、今回やるような同種、類似の工事をやったかとか、そういうふうな項目につきましても評価の点数、加点の内容となっております。

○ 加藤清助委員

だから、今までのそれぞれの5社の実績評価というのは、この評価点に含まれた加点で評価がされたという技術評価点という解釈でよろしいんですか。

○ 伴河川排水課長

そのとおりです。

○ 加藤清助委員

あと最後、今後についてですけれども、800mの断面図のやつをずっとやっていく、その次が説明にあったように、堤防の何やったけ、かさ上げやったっけ。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員

その堤防の部分がその3になっていくのかわかりませんが、堤防部分の今後の工事というのは、これが終わったら続けてやっていくことになると思うんですけど、それは、想定でどれぐらいの事業費概算になっていくような工事になるんですか。

○ 伴河川排水課長

今回上程させていただいています工事がこれからの工事になりますので、平成29年度はこの位置図にございました赤の部分と青の部分の2カ所の工事、これで平成25年の工事となります。

その後、今の予定ですと平成30年度、平成31年度をかけた、今の予定で、2カ年で1億4000万円、5000万円ぐらいの工事になるかと思っております。

○ 加藤清助委員

ありがとうございました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中森慎二委員

これは工事の請負契約案件で、加藤さんもおっしゃったけど、入札の結果、技術評価点のみの差額での契約は決まったわけじゃないですか。しかも、1.9ポイントぐらいの違いですね、落札者と次点が。じゃ、ここの技術評価点がどういうことだったのかということをちゃんと資料をそろえないと、そこが我々が見れるポイントじゃないの。この1.9ポイントがどんな差異があったのかというのがわかる資料を出してこないといかんじゃない。これ、出ておるの、その資料。

もういいけど、これからちょっとそういう準備をして議会へ臨む姿勢をとってこないといかんのじゃない。あるのなら見せてください、資料が事前に出されているのなら。

○ 村山繁生委員長

すぐにその資料ありますか。

○ 中森慎二委員

タブレットに配信しておかないといかんて。

○ 山本都市整備部長

中森委員のおっしゃったこと、もっともやと思いますので、今後のこういう技術評価に関するものもタブレット配信させていただくように対応させていただきたいと思います。

今回は申しわけありませんでした。

○ 中森慎二委員

だから、資料としてそれをつけておいてもらえば、要らんこと聞かんでもええやないかということなんや。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 三平一良委員

僕もそれを言おうとしたんだけど、これ、今くれるかな。後でもいいので。

○ 村山繁生委員長

その資料をすぐ。

○ 伴河川排水課長

申しわけありません。入札結果で公表しております結果がございますので、そちらのほうを配付させていただきます。申しわけありません。

○ 稲垣都市整備部理事

入札結果につきましては、各社に何点つけたといったものも公表しているということでございます。

具体的な提案の内容になりますと、その一つ一つの会社のオリジナルのものが提案されてくるということなので、それをちょっと公表の中でというのはなかなか難しいので、出せる範囲の中で資料のほうを提供させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

もうそれはすぐ出るんですか。

○ 伴河川排水課長

コピーして用意いたします。

○ 村山繁生委員長

じゃ、そのうちに、他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、もうその資料はちょっと今コピーしに行ってもらいましたけれども、よろしいですね。

では、他にご質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入りたいと思います。

反対討論もございませんので、簡易採決で行います。

それでは、本議案第126号工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第126号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段の意義なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

じゃ、これで付託されました議案の審査を終といたします。お疲れさまでした。

これ、資料、また勝手に配ってください。

委員の方はちょっとそのままお残りください。

インターネット中継を終了いたします。

それでは、審査期限が延長になりました請願の件でございますが、まず、今後の流れにつきまして、事務局より説明を求めます。

○ 一海調査法制係主幹

議会事務局、一海でございます。

請願第6号につきまして、2月定例会議会最終日におきまして審査期限の延期が可決となり、委員会での審査期限が平成29年4月28日金曜日までと現在、決定されてございます。

今後の委員会開催についてでございますけれども、審査期限の延期を受けまして、委員会として4月閉会議会までに審査を行う必要があるため、本日、4月の休会中における審査の日程についてご確認をいただきたいというところでございます。

委員会での審査、その休会中の委員会を開催するということになりましたら、そこで請願の審査を行いまして、討論、採決を行っていただくこととなりますけれども、委員の方から閉会中の継続審査をするべきとのご意見があれば、採決の前に閉会中の継続審査の申し出を行うかどうかをお諮りいただくということになってございます。

それで、委員会を開催後、4月閉会議会におきまして委員会における審査結果に基づいて次のいずれかを本会議にてお諮りいただくということになります。

一つは、請願の採択の可否について採決をこの委員会で行った場合は、請願の審査結果に係る委員長報告を村山委員長からしていただきまして、質疑、討論、採決という流れになります。

委員会において、閉会中の継続審査の申し出を行うこととなった場合には、委員長によります閉会中の継続審査の申し入れに対する質疑、討論、採決を本会議で行っていただくという流れになってございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか、何か。

○ 伊藤修一委員

4月14日に委員会をやるのと違うの。今から何を決めたらいいの。

○ 村山繁生委員長

いやいや、そういう委員会を4月14日にやるということで、また、そこでさらに閉会中の継続審査にするのか、採決するのか、それをまず。

まず、閉会中の継続審査を諮るのかな。議論によって違うのやな。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

4月14日はもうこの間の議会報告会のごときにご都合を皆さんにお願いして、4月14日が一番よかったということで、4月14日の午前10時ということでこれはもうお願いしたいと思います。委員会はね。

○ 諸岡 党委員

14日の議論次第ということでしょう。

○ 村山繁生委員長

そうそう、議論次第でどうなるかということですね。その議論によって変わってくると思いますので、議論の結果によってその諮り方も変わってきますので。それは14日次第ということですよ。

○ 諸岡 党委員

だから、この場では委員会を4月14日にやりますよという確認ですか。

○ 村山繁生委員長

そうそう、4月14日にこういう流れでやりますよという確認を今してもらっただけですよ。よろしいですか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、これで都市・環境常任委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

16 : 32 閉議